

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年九月四日 火曜日
第二千二百四十一号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第三百九十二号

食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月厚生省令第二十三号）第十八條の規定による食品衛生監視員の証を次のように交付した。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

勤務場所	職名	氏名	番号	交付年月日
公衆保健課	技師	谷口 健二	四	昭和二十六年八月一四日
"	"	坂口 正博	一七	"
根雨保健所	"	堀田 收穂	二二	"
倉吉	"	新 浩	二七	"
鳥取	"	井上 茂	三〇	"

◇鳥取縣告示第三百九十三号

次の者から食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月厚生省令第二十三号）第十八條の規定による食品衛生監視員の証の返納があつた。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

勤務場所	職名	氏名	番号	返納年月日
公衆保健課	技師	谷口 健二	四	昭和二十六年八月一四日
"	"	坂口 正博	一七	"
根雨保健所	"	堀田 收穂	二二	"
倉吉	"	新 浩	二七	"
鳥取	"	井上 茂	三〇	"

00630

◇鳥取縣告示第三百九十五号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十二の規定に基き條例の一部改正を認可した。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西尾愛治

国民健康保険を行う町村 認可年月日

岩美郡岩井町 昭和二十六年七月十九日

〃 蒲生村 〃

八頭郡大伊村 〃

氣高郡東郷村 〃

西伯郡名和村 〃

岩美郡小田村 〃

〃 成器村 〃

八頭郡大伊村 〃

四月二十五日

◇鳥取縣告示第三百九十六号

牛の流行性感冒予防に關する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一條の規定により移入禁止区域を次のように指定する。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西尾愛治

移入禁止区域

島根県

◇鳥取縣告示第三百九十九号

地方臨時種畜検査において次のように種畜証明書を交付した。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西尾愛治

00631

種畜証明書番号	種類	名	前	生年月日	級別	住	飼	養	所	氏	名
昭二六島地	三 黒毛和種	坂	西二五	六、二五	二級	西伯郡余	子	村	景出	勝道	
〃	〃	久	〃	五、二	〃	〃	〃	〃	山本	憲	
〃	〃	信	家	五、一	〃	〃	所	子	野口宗一	郎	
〃	〃	関	森	四、二五	〃	〃	庄	内	谷	本	
〃	〃	六	〃	四、二	〃	〃	所	子	船原	典	
〃	〃	七	〃	四、二	〃	〃	所	子	農林省		
〃	八 ホルスタイン種	高	〃	六、九	〃	東伯郡赤	碕	町	鳥取	種畜牧場	
〃	〃	大	倉	六、一〇	〃	〃	下	郷	松田	政治	
〃	九 黒毛和種	森	高	五、二	〃	〃	浦	安	森下	金藏	
〃	〃	一〇	〃	四、一〇	〃	〃	八	橋	亀本	齊	
〃	〃	一一	川	四、一〇	〃	〃	古	布	千草久太郎		
〃	〃	一二	〃	四、一	〃	〃	上	中	金平	繁信	
〃	〃	一三	桜	〃	〃	〃	旭	村	広田	安造	
〃	〃	一四	金	〃	〃	〃	東	郷	前田	菊藏	
〃	〃	一五	初	〃	〃	〃	東	郷	三ツ田	重春	
〃	〃	一六	吉	〃	〃	〃	東	郷	山根	芳藏	
〃	〃	一七	牧	〃	〃	〃	東	郷			
〃	〃	錦	〃	〃	〃	〃	東	郷			

00632

一八	銀	翼	五、一〇	八頭郡社	村	川元健太郎
一九	喜久	蔓	〃	丹比村		尾崎 幹夫
二〇	房	美	二、一	若 桜町		田村 新造
二一	忍	〃	二、一	用ヶ瀬町		福本 石藏
二二	若	桜二四	八、一〇	〃		小松 善一

◇鳥取縣告示第四百号

酸性土壤改良事業補助金交付規程(昭和二十六年四月農林省告示第百二十号)に基き鳥取県酸性土壤改良事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十六年九月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県酸性土壤改良事業補助金交付規程

第一條 知事は、開拓地の酸性土壤改良を実施するため酸性土壤改良事業に要する経費に対し、この規程の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第二條 前條に規定する経費は、新規開墾の土地に対し、

入植者又は入植者の団体が行う酸性土壤改良事業に対する、酸度検定器、有効燐酸検定器、石灰質資材及び燐酸質資材の購入に要する経費とする。

第三條 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記様式第一号)に左の書類を添え、知事に提出しなければならない。

一、事業計画書(別記様式第二号)

二、收支予算書(第三号)

三その他知事の必要と認める書類

第四條 補助金の交付を受けようとするものが、前條に掲げる書類の記載事項に、重要な変更を加えようとする

00633

る場合には予め知事の承認を受けなければならない。

第五條 補助金の交付を受けたものは、事業の完了後直ちに事業成績書(別記様式第二号に準ずる)及び收支決算書(別記様式第三号に準ずる)を知事に提出しなければならない。

知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を命ずることができる。

第六條 補助金の交付を受けたものは事業の実施に当り、知事の指導監督を受けなければならない。

第七條 補助金の交付を受けたものが左の各号の一に該当する場合知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一、この規程に違反したとき。
- 二、事業施行の方法が不相当と認められたとき。

附 則
この規程は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

様式第一号
鳥取県酸性土壤改良事業補助金交付申請書

鳥取県酸性土壤改良事業補助金交付規程により補助金を受けたので関係書類を添えて申請致します。

年 月 日

市 郡 町 大字 番地 村

何 某 団

鳥取県知事 殿

事業計画書

〇〇開拓農業協同組合

地区名	所在地	郡	町
最寄駅名	線	駅	小運搬の距離及び運搬方法
一、検定器具費	数量	単価	金額
酸度検定器	台	円	円
			備考

00634

区 分	予 算 額	摘	要	有効燐酸檢定器		二、石灰質資材所要量		三、燐酸質資材所要量		有効燐酸濃度		金所要額	
				台	円	台	円	台	円	同上面積	同上面積反当施用量	同上面積反当施用量	同上面積反当施用量
様式第三号 收支予算書 収入の部 ○○開拓農業協同組合				果補助金 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円	
支出の部 計				炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円	
自己資金 円				炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円		炭カル 円	

00635

正 誤		正	
頁	行	誤	正
一	一四	丹比村	丹比村、八東村
(VII 森林区)			

昭和二十六年八月十七日鳥取県告示第三百七十八号中誤植があるので次のように訂正する。